

平成29年2月24日
自動車局保障制度参事官室

「第2回 自動運転における損害賠償責任に関する研究会」の開催について

自動運転では、システムの欠陥・障害等による事故が想定され、事故原因・責任関係の複雑化が予想されるため、事故時の責任関係に係る制度面での取組みが必要となっています。

このため、国土交通省では、自動運転における自動車損害賠償保障法の損害賠償責任のあり方について検討を行うこととしており、第2回研究会を開催します。

1. 日 時 平成29年2月28日（火）13：00～15：00
2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 16階 国際会議室
（東京都千代田区霞ヶ関2-1-2）
3. 委員名簿 別紙1のとおり
4. 議 事 （1）外国における事故時の責任関係のあり方の検討等について
（2）第1回研究会における議論等について
（3）その他
5. 取 材 等
 - 当研究会については非公表としますが、冒頭のみ撮影可能です。
撮影を希望される方は、別紙2に必要事項を記入の上、2月27日（月）17時までにFAXにて次の連絡先までお申し込みください。
 - 資料及び議事要旨については、委員に確認の上、後日、国土交通省ホームページにて公開する予定です。

【連絡先】

自動車局保障制度参事官室 齊藤、藤田

代表 03-5253-8111（内線41543、41413）

直通 03-5253-8577 FAX 03-5253-1638